

大阪広域環境施設組合公示令達規則

平成26年11月25日規則第5号

最終改正：令和元年7月23日

(公示令達の種類)

第1条 大阪広域環境施設組合の公示及び令達は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 条例
- (2) 規則
- (3) 告示
- (4) 公告
- (5) 達
- (6) 指令
- (7) 訓令

(方法)

第2条 公示及び令達は、特別の事情がある場合のほか、文書で行う。

2 前項の文書には、暦年（年の中途において元号が改められた年にあつては、元号が改められた日前の期間及び同日以後の期間）ごとに順次番号を付する。

(文例)

第3条 公示及び令達は、別記の文例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公示令達規則の規定は、平成31年4月30日から適用する。

別記

1 条例の公示文例

何々条例(<の一部>を改正する条例)(を廃止する条例)を公布する。

年 月 日

管理者名

大阪広域環境施設組合条例第 号

2 規則の公示文例

何々規則(<の一部>を改正する規則)(を廃止する規則)を公布する。

年 月 日

管理者名

大阪広域環境施設組合規則第 号

3 告示の文例

大阪広域環境施設組合告示第 号

- (1) 何々を次のように設置(し、何年何月何日から、その業務を開始)する。
- (2) 何年大阪広域環境施設組合告示第何号(標題)(の一部)を次のように改正する。
- (3) 何々を次のとおり何々した。

年 月 日

管理者名

4 公告の文例

大阪広域環境施設組合公告第 号
何々
年 月 日
管理者名

5 達の文例

達第 号
(1) 何々を次のように制定(改正)する。
(2) 何々は、廃止する。
(3) 何々
年 月 日
管理者名

6 指令の文例

大阪広域環境施設組合指令()第 号
年 月 日
名宛先
管理者名 (指令者名)
(標題)
何年何月何日付けで申請(上申、願出、何々)のあった何々については、(次のとおり)承認(許可、認可、何々)する(しない)。
(記)

7 訓令の文例

	訓令()第 号
	年 月 日
名宛先	
	管理者名 (訓令者名)
(標題)	
次のとおり訓令する。	
(記)	

(注)

- (ア) 公示及び令達の番号(指令、訓令を除く。)の初字は、第1字目から書くこと
- (イ) 公示文及び令達文の初字は第2字目から、2行目の初字は第1字目から書くこと